



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）	1
<b>告 示</b>	
○ 民有保安林の指定の予定（森林緑地課）	4
○ 民有保安林の指定施業要件の変更予定（森林緑地課）	4
○ 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）	5
○ 道路の区域の変更（道路管理課）	5
○ 臨港地区の区域の案の縦覧（港湾課）	5
○ 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課）	6
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）	6
○ 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課）	6
<b>公安委員会事項</b>	
○ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定	7
<b>正 誤</b>	
○ 平成19年11月20日付け公報定期第3608号中訂正	8

## 規 則

沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第2号

#### 沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年沖縄県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同項第1号中「標準給付費見込額計算書」を「標準給付費等見込額計算書」に改め、同条第2項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第5条、第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第10条中「第9条」を「前条」に改める。

第11条第1項中「第8条又は第9条」を「前条」に改める。

第12条第1項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第15条第1項中「介護保険の国庫負担金の算定に関する政令」を「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」に改める。

附則第3項及び第4項中「場合においては、第12条」を「場合における第12条第1項の規定の適用については、同項」に、「事業運営期間」を「計画期間」に、「読み替えるものとする」を「する」に改める。

第1号様式中「標準給付費見込額計算書」を「標準給付費等見込額計算書」に、「標準給付費見込額」を「標準給付費等見込額」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 各年度における標準給付費見込額及び地域支援事業に要する費用の見込額の合計を記入すること。

第2号様式中「標準給付費見込額」を「標準給付費等見込額」に改め、

「※ A欄は第1号様式のD欄の金額に一致すること。 を削り、同様式に注として次のように加える。  
 ※ G欄はC欄に一致させること。」

注1 A欄は、第1号様式のD欄に一致させること。

2 G欄は、C欄に一致させること。

第3号様式中「沖縄県財政安定化基金条例施行規則」を「沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則」に改める。

第4号様式中 「※ いずれも、本事業運営期間3年間の数値を記入すること。 を削り、注として次のよ  
 ※ E欄は、B<Cの場合にのみ記入すること。」

うに加える。

注1 いずれも、本計画期間3年間の数値を記入すること。

2 E欄は、B欄の額がC欄の額より小さい場合にのみ記入すること。

第5号様式中

実績保険料収納（見込み）額 A	介護給付費交付金交付実績（見込み）額 B	公費負担金実績（見込み）額 C	調整交付金額実績（見込み）額 D
介護給付費準備基金取り崩し額 E	国、県の補助金充当額 F		

を

実績保険料収納（見込み）額 A	公費負担金実績（見込み）額 B	調整交付金交付実績（見込み）額 C	地域支援事業交付金交付実績（見込み）額 D
介護給付費交付金交付実績（見込み）額 E	地域支援事業支援交付金交付実績（見込み）額 F	国、県の補助金充当額 G	介護給付費準備基金取り崩し額 H

に、「G」

を「I」に、「+F」を「+F+G+H」に改める。

第6号様式中

財政安定化基金拠出 C	財政安定化基金償還 D

を

--	--

地域支援事業に要する費用(見込み)額 C	財政安定化基金拠出金 D	財政安定化基金償還金 E

に、「E」を「F」に、「+D」を

「+D+E」に改める。

第8号様式中「沖縄県財政安定化基金条例施行規則」を「沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則」に改める。

第9号様式中「※ いずれも、本年度の数値を記入すること。」を削り、注として次のように加える。

注 いずれも、本年度の数値を記入すること。

第10号様式中

実績保険料収納(見込み)額 A	介護給付費交付金交付実績(見込み)額 B	公費負担金実績(見込み)額 C	調整交付金交付実績(見込み)額 D
介護給付費準備基金取り崩し額 E	国、県の補助金充当額 F		

を

実績保険料収納(見込み)額 A	公費負担金実績(見込み)額 B	調整交付金交付実績(見込み)額 C	地域支援事業交付金交付実績(見込み)額 D
介護給付費交付金交付実績(見込み)額 E	地域支援事業支援交付金交付実績(見込み)額 F	国、県の補助金充当額 G	介護給付費準備基金取り崩し額 H

に、「G」

を「I」に、「+F」を「+F+G+H」に改める。

第11号様式中

財政安定化基金拠出金 C	財政安定化基金償還金 D

を

地域支援事業に要 する費用(見込み) C	財政安定化基金拠 出金 D	財政安定化基金償 還金 E

に、「+D」を「+D+E」に改める。

第12号様式中「沖縄県財政安定化基金条例施行規則」を「沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則」に改める。

第13号様式中「※ いずれも、本事業運営期間3年間の数値を記入すること。 ※ I欄は、G>Hの場合にのみ記入すること。」を削り、注として次のように加える。

注1 いずれも、本計画期間3年間の数値を記入すること。

2 I欄は、G欄の額がH欄の額より大きい場合にのみ記入すること。

第16号様式中「沖縄県財政安定化基金条例」を「沖縄県介護保険財政安定化基金条例」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第74号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成20年 2月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字小浜コーキ704番1・859番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 公衆の保健
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山支庁農林水産整備課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第75号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年 2月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 変更予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字小浜コーキ704番1・859番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び八重山支庁農林水産整備課において縦覧に供する。)

## 沖縄県告示第76号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
石川市加入区	主として刺し網漁業（総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業）	うるま市石川東山本町二丁目10番31号 上原清栄 うるま市石川白浜一丁目5番41号 伊敷幸栄
知念加入区	主として刺し網漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業）	南城市知念字知名1218番地 照喜名朝栄 南城市知念字知名1244番地 照喜名朝彦

## 沖縄県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成20年2月26日から同年3月10日まで一般の縦覧に供する。

平成20年2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南風原与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南風原町字新川350番から 南風原町字新川350番まで	23.7m ～ 30.1m	20.0m
新	南風原町字新川350番から 南風原町字新川350番まで	28.8m ～ 31.1m	20.0m

## 沖縄県告示第78号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第38条第1項の規定により、臨港地区の区域を定める予定であるので、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成20年 2月26日

多良間港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 臨港地区の区域の案 多良間村字塩川種子川の地先公有水面埋立地並びに同村字塩川長底の一部及び同地先公有水面埋立地
- 2 縦覧期間 平成20年 2月26日から同年 3月11日まで
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県宮古支庁土木建築課及び多良間村役場
- 4 案の変更請求及び期限 法第38条第4項の規定により、当該案について、利害関係人は、港湾の管理運営に必要な最小限度のものと認められないときは、縦覧期間満了の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第79号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成20年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 名称 平和祈念公園
- 2 位置 糸満市字摩文仁
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成20年 2月26日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年 4月14日まで縦覧に供する。

平成20年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年 2月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本健康運動スポーツ協会
- 3 代表者の氏名 高橋夏樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番6号IT創造館506号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、主に知識を持った運動指導員（トレーナー、理学療法士等）、医療関係者（歯科医、整形外科医、看護師等）、栄養士が筋力トレーニング、ウォーキング指導などの個人やグループ運動、食生活改善指導、などといった運動・栄養指導、介護予防サービス、メタボリック改善指導やそれについての調査、研究などを行い、介護状態の改善及び日常生活の自立や社会参加の実現、健康的な日常生活を図り福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
サンゲナ地区基盤整備促進事業	伊是名村	平成18年 3月 1日
久志地区基盤整備促進事業	久志真土地改良区	平成18年 3月22日

久高地区基盤整備促進事業	南城市	平成17年11月25日
当山地区基盤整備促進事業	南城市	平成17年12月20日
仲程地区基盤整備促進事業	南城市	平成18年3月17日
渡嘉敷第2地区基盤整備促進事業	渡嘉敷村	平成18年3月27日
南振第一基盤整備促進事業	北大東村	平成18年1月13日
タカヤマ地区基盤整備促進事業	宮古島市	平成18年2月28日
成川地区基盤整備促進事業	宮古島市	平成18年3月30日
竹原地区基盤整備促進事業	宮古島市	平成17年11月21日
伊野田4号地区基盤整備促進事業	石垣市	平成18年3月24日
ニシンダ地区基盤整備促進事業	竹富町	平成18年2月28日
宮良川6期地区基盤整備促進事業	宮良川土地改良区	平成18年3月10日
宮良川7期地区基盤整備促進事業	宮良川土地改良区	平成18年3月28日
名蔵地区基盤整備促進事業	名蔵川土地改良区	平成18年3月28日
伊良部地区農地基盤整備対策事業	宮古島市	平成18年3月24日
東方原地区農地基盤整備対策事業	宮古島市	平成17年12月25日
辺野喜第2地区団体営ため池等整備事業	国頭村	平成18年3月16日
仲地地区団体営ため池等整備事業	久米島町	平成17年3月30日
東祖納地区団体営ため池等整備事業	竹富町	平成18年3月31日
おおぎみ地区中山間地域総合整備事業	大宜味村	平成18年3月31日
松田地区農村振興総合整備事業	宜野座村	平成18年3月30日
玉城東部地区農村振興総合整備事業	南城市	平成18年3月30日
安谷原地区農地保全整備事業	宮古島市	平成18年3月31日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成20年2月26日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CR天竺ロードQH W	7P091500	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目11 番13号 株式会社サンセイアールア ンドディ	7P0915

ぱちんこ	CRフィーバー春の ワルツMF-TV	7P132400	群馬県桐生市境野町6丁目460番地 株式会社三共	7P1324
ぱちんこ	CRギャラクシーエン ジェルMTZ	8P002000	愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	8P0020
ぱちんこ	CRサムライチャン プルーMTW	7P130900	愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	7P1309
ぱちんこ	CRサムライチャン プルーKSW	7P132700	愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	7P1327
ぱちんこ	CRAサムライチャ ンプルーASW	7P135900	愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	7P1359
回胴	ジアマゾンロード	7S134100	東京都台東区台東4丁目13番21号 株式会社ラスター	7S1341
回胴	モンスターセブン	7S119600	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目6 番16号 遊人株式会社	7S1196
回胴	グレートエンペラー 2	7S132200	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目6 番16号 遊人株式会社	7S1322
回胴	イツキヒロシ	7S113200	大阪府大阪市福島区福島6丁目4番 10号 株式会社ジェイピーエス	7S1132
回胴	クレナイサンシロウ SP	7S128200	大阪府大阪市福島区福島6丁目4番 10号 株式会社ジェイピーエス	7S1282

## 正 誤

平成19年11月20日付け公報定期第3608号掲載の「特例施設占有者の指定等に関する規則（沖縄県公安委員会規則第16号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から14	っては	ては
9	上から1	意義	異議

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円